

「がん団信」の概要



団体信用生命保険による死亡・高度障害保障に加え、悪性新生物(がん)と診断確定された場合、ローン返済に充当される団体信用生命保険です。

団体信用生命保険

死亡・所定の高度障害状態に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。

安心を



プラス

がん保障特約 リビング・ニーズ特約

悪性新生物(がん)と診断確定された場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ債務の返済に充当されます。また、がん以外の要因により余命が6ヵ月以内と判断されるときもローン残高相当額が保険金として支払われ返済に充当されます。

※保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときはお支払い対象となりません。
※上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、保険金のお支払い対象とはなりません。
※死亡保険金、リビング・ニーズ特約保険金、高度障害保険金、およびがん保険金は、重複しては支払われません。
いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、この保険から脱退となります。

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険をご利用いただけるお客様

※取扱金融機関の住宅ローンをご契約の方で、お申込時とご融資時の年齢が満18歳以上の方(加入年齢・償還年齢の上限は、取扱金融機関により異なりますので取扱金融機関へお問い合わせください。)
※事務幹事保険会社をご加入を承諾した方。

対象住宅ローン



住宅用土地の購入、住宅の新築・購入・増改築資金、住宅ローンの借換え。全国保証株式会社保証付住宅ローンでご利用いただけます。

お手続き方法



全国保証株式会社保証付住宅ローンの申込手続きまでに「申込書兼告知書」をご提出ください。
借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には所定の「専用診断書」をご提出いただくことや、告知の内容によっては医師の診断書等を追加でご提出いただくことがあります。

安心のサポート



死亡・高度障害の保障に加え、「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、余命6ヵ月以内と判断されるとき、住宅ローン残高相当額が、ローン返済のために支払われます。

ご注意

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」、「注意喚起情報」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命のご説明」を必ずご確認ください。

がん団信

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付
団体信用生命保険

住宅ローン



詳しくはこちらの
二次元コードから
専用サイトへ
ジャンプ!!

悪性新生物(がん)
と診断されたら
住宅ローン残高が

0円に



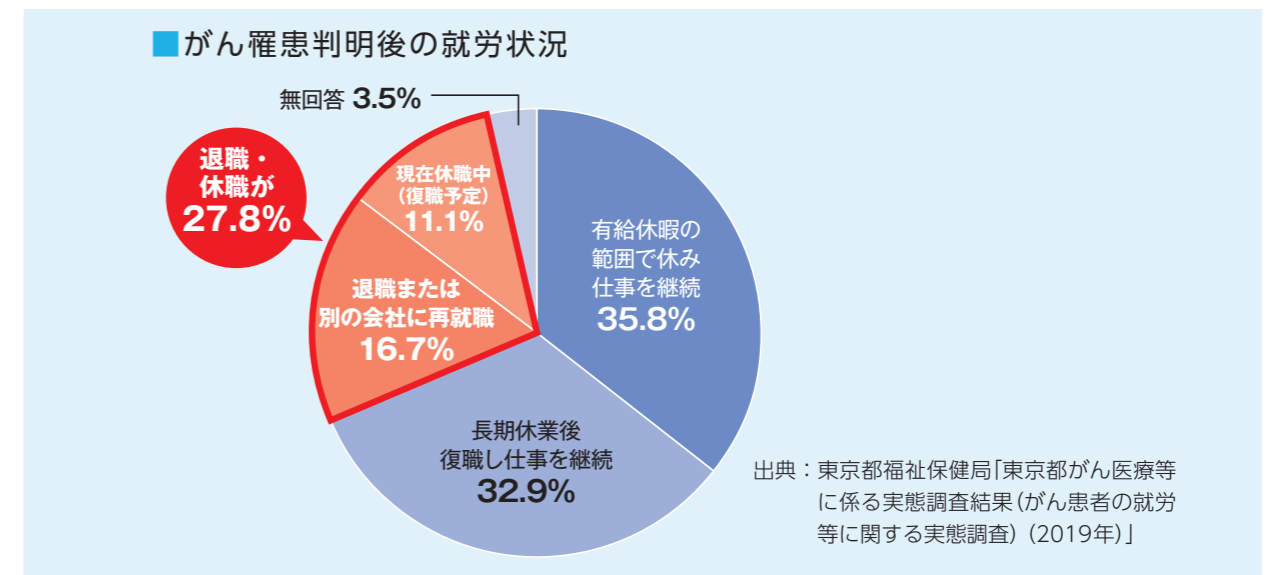
取扱金融機関

 全国保証株式会社
for your dream and happiness

がんにかかると、

これまで通りに働くことができなくなることもあります。

半数以上の方が就労状況に変化があり、「依願退職」や「転職」を申し出るケースが多く、中には「解雇」のケースもあります。治療と仕事の両立が困難であることが現状であり、住宅ローンの返済にも影響を及ぼすことが推測されます。



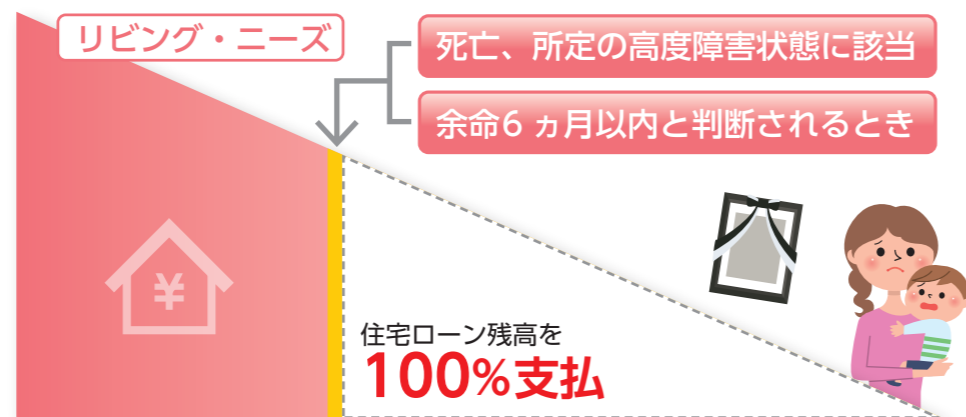
「万一の備え」に、お客様に住宅ローンご返済の安心をお届けします。

POINT 01

死亡または高度障害のとき、余命6ヵ月以内と判断される時、

住宅ローン残高が

0円に



POINT 02

悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、

住宅ローン残高が

0円に



みんなの健活サービス がん団信パッケージ(無料相談サービス)のご案内

24時間健康・医療相談

例えばこんな時に…

- 夜中に子どもが泣きやまない。どうしよう。
- 6ヵ月も医者に通っているが、なかなかよくなる。

健康に関する不安や心配なことを、24時間・年中無休のフリーダイヤルでご相談いただけます。

メンタルヘルス相談

例えばこんな時に…

- 毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
- 最近疲れやすい。医者に診てもらったがどこにも異常はないと言われた。

電話または面談にて臨床心理士等の専門家がカウンセリングを行います。
(電話相談は無料。面談相談は年間5回まで無料で、6回目から10,000円程度かかります。)

セカンドオピニオン/糖尿病相談・専門医紹介サービス

○セカンドオピニオン

例えばこんな時に…

- 現在の治療方針に不安がある
- ほかの治療法がないのか知りたい
- セカンドオピニオンを取る必要があるかまず専門家に相談したい

より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や、今後の治療方針・方法などについての意見を聞くことができます。安心して治療を託せる医師を探している方にドクターたちが「自身を治療してほしい」と推薦・選考した専門医をご案内いたします。

○糖尿病相談・専門医紹介サービス

例えばこんな時に…

- 健康診断の結果、血糖値の数値が高い
- 血糖コントロールがうまくできない
- 糖尿病と診断されてしまったが、治療方法が不安…

糖尿病の重症化や合併症予防のためのアドバイスや専門医への受診手配などを行ないます。

※本サービスの利用者はがん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入している方およびその健康保険における被扶養者です。
※サービス利用にあたっては、「申込書兼告知書」に添付の「みんなの健活サービス がん団信パッケージ利用者規約」を必ずご一読ください。また、お電話いただいた際は、同規約に同意いただいているものとさせていただきます。
※当該資料に記載のサービスは、資料作成時点のものであり、今後内容が変更となる可能性があります。